

2015年3月26日

国立大学法人徳島大学長
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 石田三千雄

未払超過勤務手当の支払い等についての団体交渉申し入れ

日々大学の運営にご尽力のことと拝察いたします。

さて組合では、組合員の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●より、別紙のとおり、超過勤務手当が未払であるとの訴えを受けました。当該部署では、月々および年間の超過勤務時間の上限を決め、実際にはそれ以上の超過勤務を行っているにも関わらず、勤務時間管理簿に記載をさせないような指導が行われているということでした。こうした指導は労働基準法違反であることから、組合としては再三にわたり是正を申し入れてきましたが、いまだにこうした指導が行われていることは誠に遺憾です。

つきましては、下記の通り未払い分の賃金の支払いと、いわゆる「サービス残業」の再発防止について、団体交渉を申し入れます。日程調整につき、おおむね 2 週間以内にご回答いただければと思います。

記

1. 平成 25 年 4 月～平成 27 年 2 月までの未払超過勤務手●●●●時間分、●●●●●●●●●●円を、●●●●●●に対して支払うこと。
2. 超過勤務時間の上限を設定してそれ以上は勤務時間管理簿に記載させないような指導を、すべての部署において行わないこと。

以上